

TOSHIMAKU

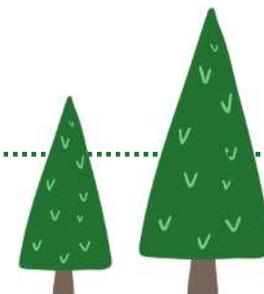


第 8 回

豊島区議会
議会報告会



議会報告会 次第



01

区議会のしくみ

02

予算特別委員会

03

総務委員会

04

区民厚生委員会

05

都市整備委員会

06

子ども文教委員会

07

質疑・応答

Table of
Contents

区議会のしくみ

01

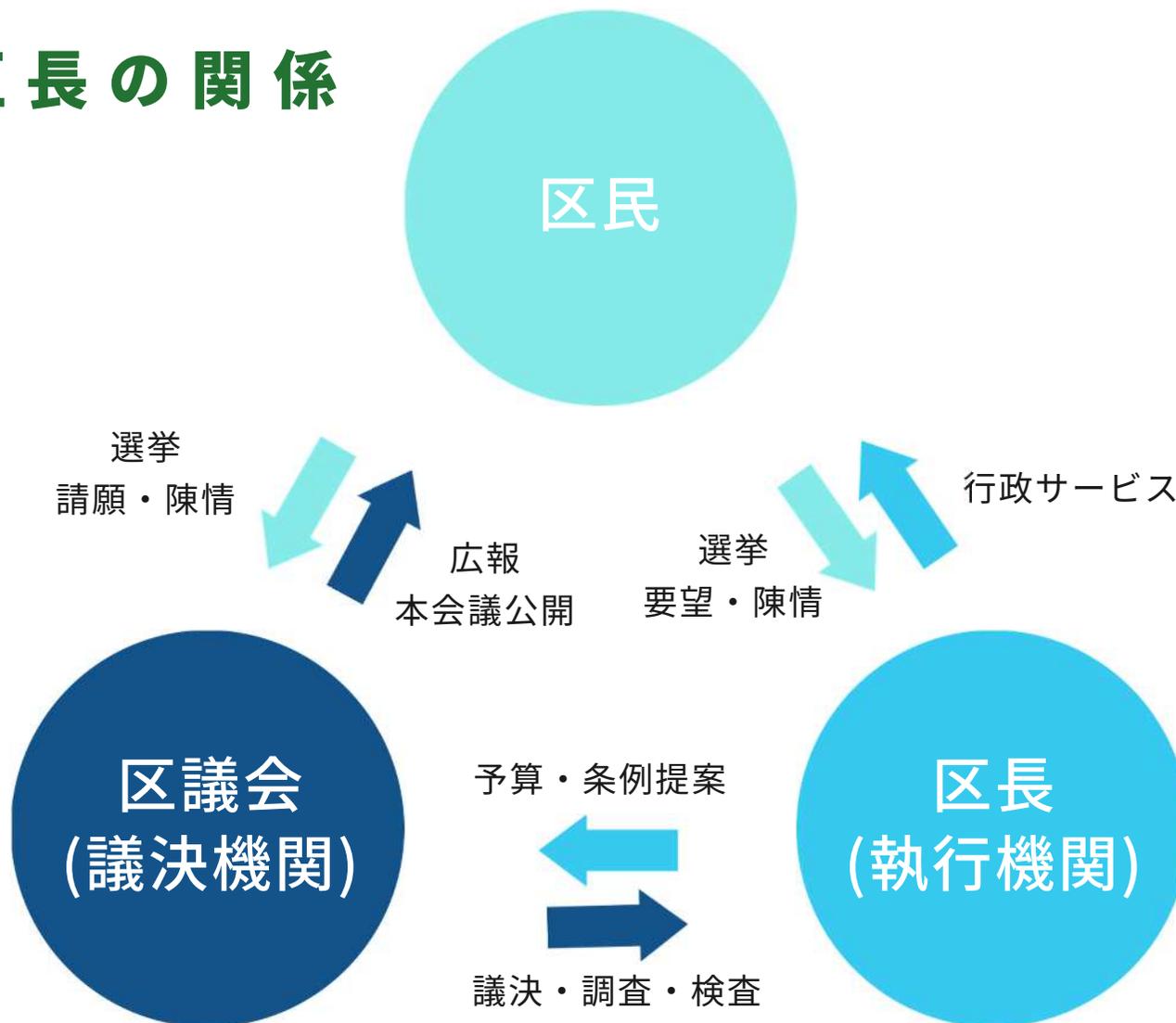


豊島区自治の推進に関する基本条例

第31条（区議会の役割）

- 1.区議会は、自立的な意思決定機能の向上を図るとともに、区民自治の発展を支える役割を果たさなければならない。
- 2.区議会は、区民の意思の把握に努め、これを区政に反映させるため、政策の提案及び立法を行わなければならない。
- 3.区議会は、区長等が執行する事務・事業に関する検査、調査、意見聴取等の権限を活用し、適正に事務・事業が執行されているかを監視しなければならない。

区議会と区長の関係



第32条（議会運営）

- 1.区議会は、区民の意思を代表する議事機関としての役割を果たすため、十分な審議を尽くすとともに、円滑な議会運営に努めなければならない。
- 2.区議会は、区民と政策情報の共有を図り、議会活動について区民に分かりやすく説明するとともに、議会への区民参加を推進し、開かれた議会運営に努めなければならない。

01

豊島区議会のしくみ

常任委員会

現在4つあり、議員はいずれか1つに入ること、任期は1年と決められています。

総務委員会
(定数9人)

政策経営部、総務部、施設管理部、会計管理室、選挙管理委員会及び監査委員の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に所属しない事項

区民厚生委員会
(定数9名)

区民部及び保健福祉部の所管に関する事項

都市整備委員会
(定数9人)

環境清掃部及び都市整備部の所管に関する事項

子ども文教委員会
(定数9人)

文化商工部、子ども家庭部及び教育委員会の所管に関する事項

01

豊島区議会のしくみ

特別委員会

特定の案件がある場合に設けられ、審査・調査終了により消滅します。現在5つの特別委員会が設置されています。また、予算や決算を審査するための特別委員会は毎年設置されるのが通例となっています。

豊島副都心開発調査
特別委員会
(定数36人)

副都心としての開発等の諸問題に関する調査

行財政改革調査
特別委員会
(定数9名)

特別区の事務事業及び財政制度に関する事項

環境・清掃対策調査
特別委員会
(定数9名)

リサイクル及びごみ問題並びに公害・環境問題に関する調査

防災・震災対策調査
特別委員会
(定数9名)

防災拠点、避難路、避難場所等に関する調査

公共施設・公共用地有効
活用対策調査特別委員会
(定数9名)

学校跡地、公共施設及び公共用地のあり方に関する調査

第 3 3 条

区議会議員は、多様な区民の意見・要望を集約し、総合的な視点に立って、区政に反映させることを行動の指針としなければならない。

02

予算特別委員会



委員長：芳賀竜朗 副委員長：高橋佳代子

竹下ひろみ・松下創一郎・有里真穂

西山陽介・根岸光洋・北岡あや子

川瀬さなえ・さくま一生・中山よしと

星京子・原田たかき

森とおる・小林ひろみ

林二葉・入江あゆみ

小林弘明

令和6年度予算の特徴

- ①積極的な編成による過去最大規模の予算
- ②さらに区民視点を重視した予算
- ③財政調整基金や起債等を活用した予算編成



令和6年度予算の概要

一般会計当初予算規模は、1,529億3,508万2千円前年度に比べ167億84百万の増となり、これまで最大規模であった令和元年度を越え、過去最大の予算規模となりました。
特別会計を含めた財源規模は2,120億50百万、前年度に比べ158億83百万円の増となりました。

財政規模の対前年度比較

(単位:百万円)

区 分	6年度	5年度	増減額	増減率(%)
一 般 会 計	152,935	136,151	16,784	12.3
人 件 費	26,575	24,191	2,384	9.9
事 業 費	101,527	94,258	7,270	7.7
投 資 的 経 費	24,833	17,702	7,131	40.3
特別会計(3会計)	59,115	60,016	△901	△1.5
合 計 (4 会 計)	212,050	196,167	15,883	8.1

もっとも質疑が多かった項目

- ①学校教育について
- ②防災対策について
- ③ワクチンについて

もっとも質疑が多かった項目

①学校教育について

- 特別支援教育について
- 教育に関わる負担軽減について
- 部活動について



もっとも質疑が多かった項目

②防災対策について

- 総合防災システムについて
- 防災協定について
- エレベーターの防災備蓄ポケット設置について

もっとも質疑が多かった項目

③ ワクチンについて

- 子どものインフルエンザワクチン接種助成について
- HPVワクチンの男性接種について
- 帯状疱疹ワクチン接種助成について



03

総務委員会



委員長：藤澤 愛子
小林 弘明
中山 よしと
竹下 ひろみ
小林 ひろみ

副委員長：島村 高彦
ふるぼう 知生
根岸 光洋
細川 正博

1. 第19号議案 旧第十中学校跡地への野外スポーツ施設整備・管理運営事業設計・建設・工事管理に関する委託契約の一部変更について
2. 第17号議案 高南保育園改築工事請負契約について
第18号議案 長崎保育園全面改修工事請負契約について

1. 第19号議案

旧第十中学校跡地への野外スポーツ施設整備・
管理運営事業設計・建設・工事管理に関する
委託契約の一部変更について

総務委員会

施設概要

- (1) 所在地：豊島区千早4-8-19
 (2) 面積：15,102.41㎡
 (3) 平面図：別紙のとおり
 (4) 用途：以下のとおり

機能	面積	備考
運動場	8,886 ㎡	・人工芝1面(サッカー、フットサル、少年野球、ラグビーなどの利用を想定)
庭球場	1,145 ㎡	・人工芝2面
管理棟	801 ㎡ (延床面積)	・鉄筋コンクリート造 地上2階建て ・事務室、会議室(103 ㎡)、更衣室、トイレ、授乳室、備蓄倉庫など
駐車場	397 ㎡	・有料駐車場(普通自動車 9 台、マイクロバス 2 台) ・電気自動車用普通充電設備
その他	—	・夜間利用のための照明設備、防球フェンス、防音壁、防災設備(マンホールトイレ)、雨水排水・雨水貯留槽、駐輪場など

- (5) 利用等：利用時間 午前 9 時～午後 9 時(駐車場は午前 8 時 30 分～午後 9 時 30 分)
 休館日 毎月第 3 月曜日(祝日の場合は前週の月曜日)、年末年始

総務委員会

これまでの経緯

年度	内容
平成30年度	基本計画を策定
令和元年度	事業者を公募【令和4年度中の開設予定】
令和2年度	プロポーザルで事業者を選定し、基本協定を締結（※） 施設整備に係る契約を締結。【令和5年度中の開設】
令和3年度	1回目の契約変更 （管理棟を1層400㎡から2層750㎡に拡張。220百万円の増額）
令和4年度	2回目の契約変更に係る内容を報告【令和6年10月の開設に変更】 （東西回遊路や西側出入口の設置、擁壁改修など。契約変更額は調整中）
令和5年度	当初予算で債務負担額を増額 （契約変更額は調整中。債務負担の枠として439百万円の増額）

※事業者から設計案と事業費の提案を受け、事業者を選定

※事業方式は、設計業務（Design）、建設業務（Build）、資金調達（Finance）、
維持管理・運營業務（Operate）を一体的に実施する方式（DBFO方式）を採用。

施設概要及び契約変更の内容（主な設計変更と効果）



03

総務委員会

事業スケジュール(予定)

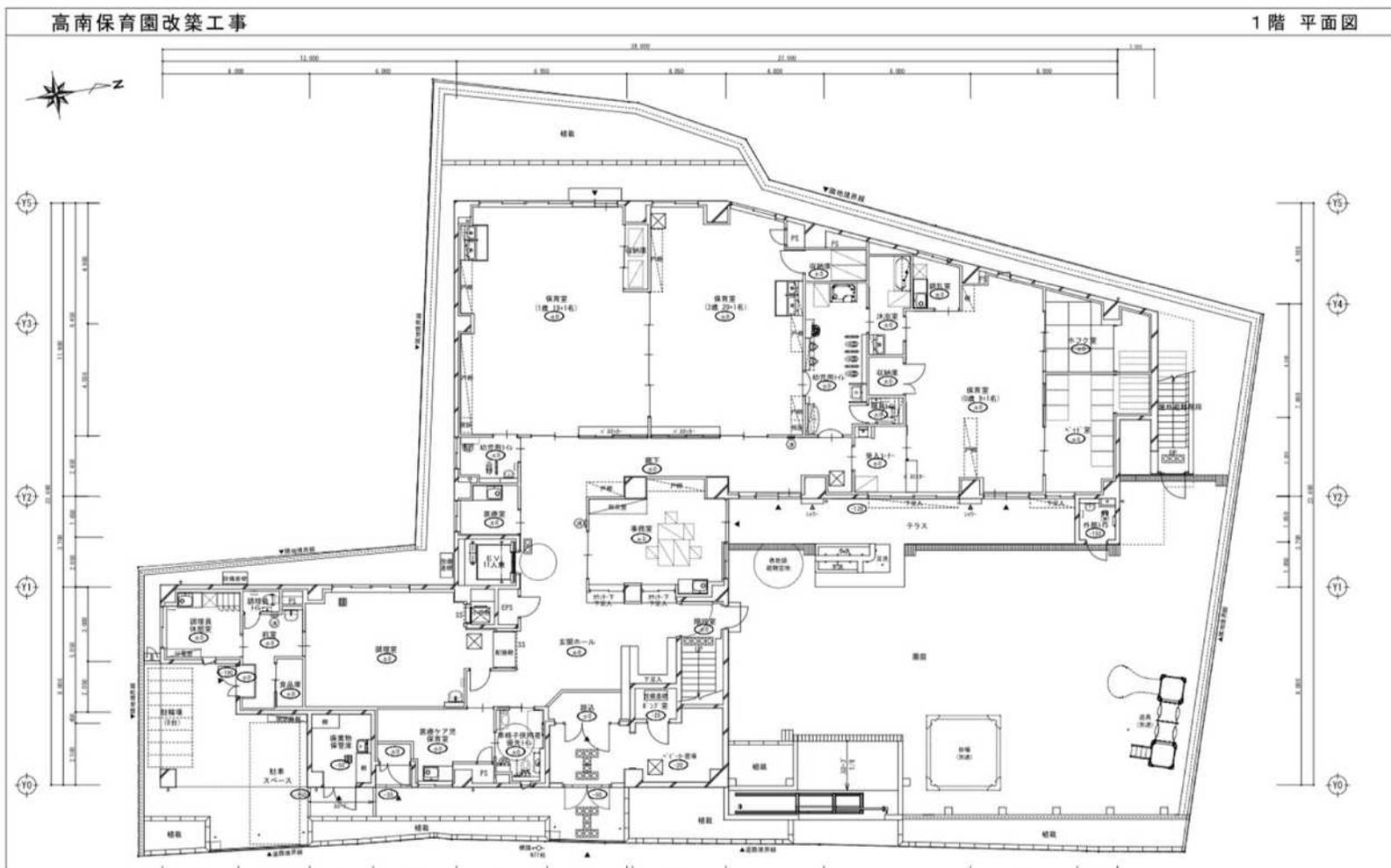


03

総務委員会

2. 第17号議案 高南保育園改築工事請負契約について





03

総務委員会

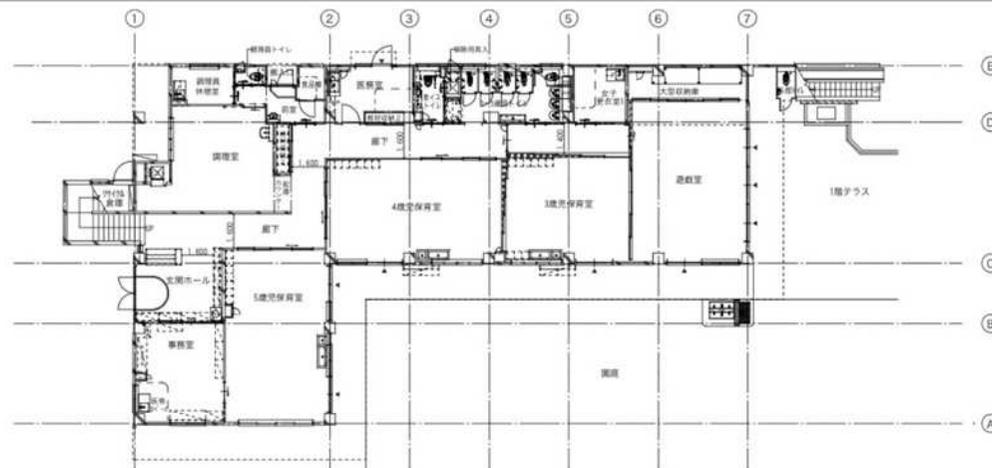
第18号議案 長崎保育園全面改修工事請負契約について



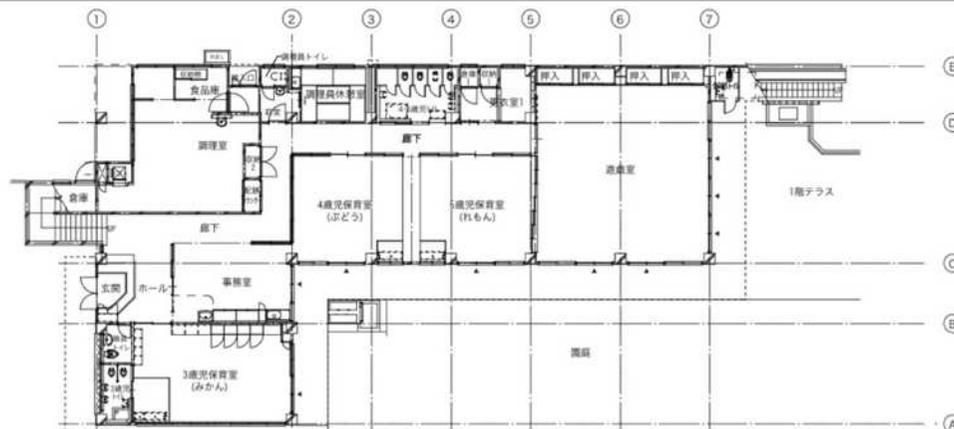
長崎保育園全面改修工事

1階平面図

改修後



改修前



区民厚生委員会



04

委員長：森とおる
泉谷 つよし
片岡 きょうこ
西山 陽介
儀武 さとる

副委員長：有里 真穂
松下 創一郎
塚田 ひさこ
高橋 佳代子

豊島区

介護保険条例の 一部を改正する条例

< 改正内容 >

1. 第9期介護保険事業計画期間
(令和6年度～8年度) における保険料額の改定
2. 国が示した介護保険料の標準段階にあわせ、
所得金額を変更する

■保険料基準額は第8期計画（令和3年度～5年度）と同額

保険料基準額 (第5段階)	第8期	第9期
年額	74,400円	74,400円
月額	6,200円	6,200円

■ 世帯全員が住民税非課税世帯は保険料軽減

第8期(令和3年度～5年度)		
所得段階	軽減後の 保険料割合	保険料
		年額
第1段階	基準額 ×0.3	¥22,320
第2段階	基準額 ×0.45	¥33,480
第3段階	基準額 ×0.7	¥52,080

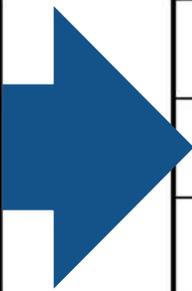


第9期(令和6年度～8年度)			
所得段階	軽減後の 保険料割合	保険料	
		年額	対第8期 増減
第1段階	基準額 ×0.285	¥21,204	¥-1,116
第2段階	基準額 ×0.435	¥32,364	¥-1,116
第3段階	基準額 ×0.685	¥50,964	¥-1,116

04

区民厚生委員会

■ 第4段階～第6段階は同額

第4段階	基準額 ×0.8	本人は住民 税非課税、 世帯に住民 税課税者あ り	所得金額等が [※] 80万円以下	¥59,520		第4段階	基準額 ×0.8	同左	¥59,520	¥0
第5段階	基準額		所得金額等が [※] 80万円超	¥74,400		第5段階	基準額	同左	¥74,400	¥0
第6段階	基準額 ×1.1		120万円未満	¥81,840		第6段階	基準額 ×1.1	同左	¥81,840	¥0

■ 第7段階～第13段階

第7段階	基準額 ×1.2	120万円以上160万円未満	¥89,280	本人が住民 税課税 ※合計所得 金額によって 段階区分	第7段階	基準額 ×1.2	120万円以上210万円未満	¥89,280	¥0
第8段階	基準額 ×1.3	160万円以上210万円未満	¥96,720		第8段階	基準額 ×1.5	同左	¥111,600	¥0
第9段階	基準額 ×1.5	210万円以上320万円未満	¥111,600		第9段階	基準額 ×1.7	320万円以上420万円未満	¥126,480	¥0
第10段階	基準額 ×1.7	320万円以上400万円未満	¥126,480		第10段階	基準額 ×1.9	420万円以上520万円未満	¥141,360	¥0
第11段階	基準額 ×1.9	400万円以上500万円未満	¥141,360		第11段階	基準額 ×2.2	520万円以上620万円未満	¥163,680	¥0
第12段階	基準額 ×2.2	500万円以上700万円未満	¥163,680		第12段階	基準額 ×2.3	620万円以上720万円未満	¥171,120	¥7,440
第13段階	基準額 ×2.7	700万円以上900万円未満	¥200,880		第13段階	基準額 ×2.8	720万円以上900万円未満	¥208,320	¥7,440

■第14段階～第16段階は保険料上昇

第14段階	基準額 ×3.1	900万円以上1,200万円未満	¥230,640	➔	第14段階	基準額 ×3.2	同左	¥238,080	¥7,440
第15段階	基準額 ×3.3	1,200万円以上1,500万円未満	¥245,520		第15段階	基準額 ×3.4	同左	¥252,960	¥7,440
第16段階	基準額 ×3.5	1,500万円以上	¥260,400		第16段階	基準額 ×3.6	同左	¥267,840	¥7,440

豊島区

国民健康保険条例の 一部を改正する条例

- 特別区における1人あたり保険料額
令和5年度 182,171円 → 令和6年度 196,019円
前年度比 +7.6% 13,848円の増
- 特別区総額168億円の負担抑制策で10,412円を抑制
- 保険料増加の主な原因
 - 加入者の高齢化や医療の高度化による医療費の増
 - 前期高齢者交付金歳入の減
 - 後期高齢者への支援金の増
 - 特別区独自の負担抑制策の段階的縮小

04

区民厚生委員会

保険料区分		現行	改正（案）	
基礎分	所得割率	7.17%	8.69%	
	均等割額	45,000円	49,100円	
	(下段は未就学児)	(22,500円)	(24,550円)	
	低所得世帯 均等割額 【減額後】 (下段は 未就学児)	7 割	13,500円	14,730円
			(6,750円)	(7,365円)
		5 割	22,500円	24,550円
			(11,250円)	(12,275円)
		2 割	36,000円	39,280円
			(18,000円)	(19,640円)
賦課限度額	65万円			
1人当たり保険料 (豊島区(参考値))	98,797円	105,774円		

保険料区分		現行	改正（案）	
後期高齢者 支援金分	所得割率	2.42%	2.80%	
	均等割額	15,100円	16,500円	
	(下段は未就学児)	(7,550円)	(8,250円)	
	低所得世帯 均等割額 【減額後】 (下段は 未就学児)	7 割	4,530円	4,950円
			(2,265円)	(2,475円)
		5 割	7,550円	8,250円
			(3,775円)	(4,125円)
		2 割	12,080円	13,200円
			(6,040円)	(6,600円)
	賦課限度額	22万円	24万円	
1人当たり保険料 (豊島区(参考値))	35,144円	37,596円		

04

区民厚生委員会

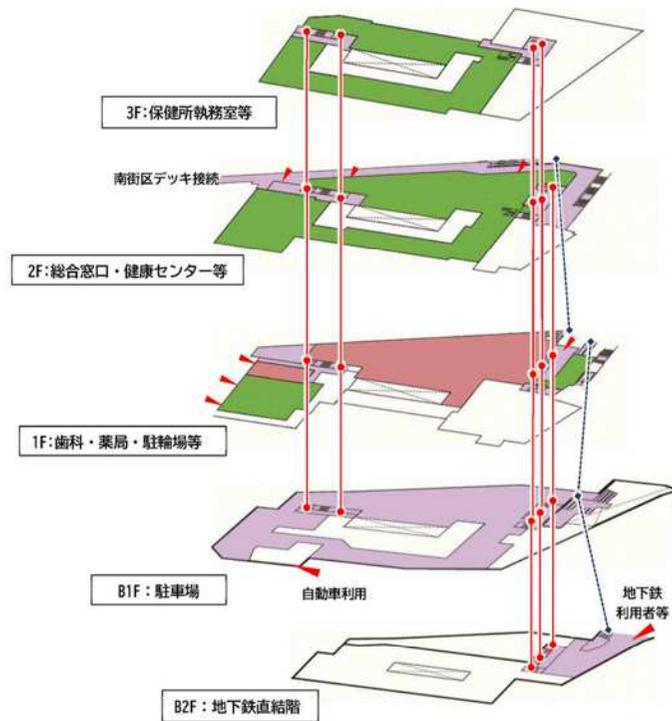
保険料区分		現行	改正（案）	
介護 納付金分	所得割	2.24%	2.36%	
	均等割	16,200円	16,500円	
	低所得世帯 均等割額 【減額後】	7割	4,860円	4,950円
		5割	8,100円	8,250円
		2割	12,960円	13,200円
	賦課限度額	17万円		
	1人当たり保険料 (豊島区(参考値))	38,496円	38,807円	
合計	1人当たり保険料 (豊島区(参考値))	172,437円	182,177円	

(報告事項)

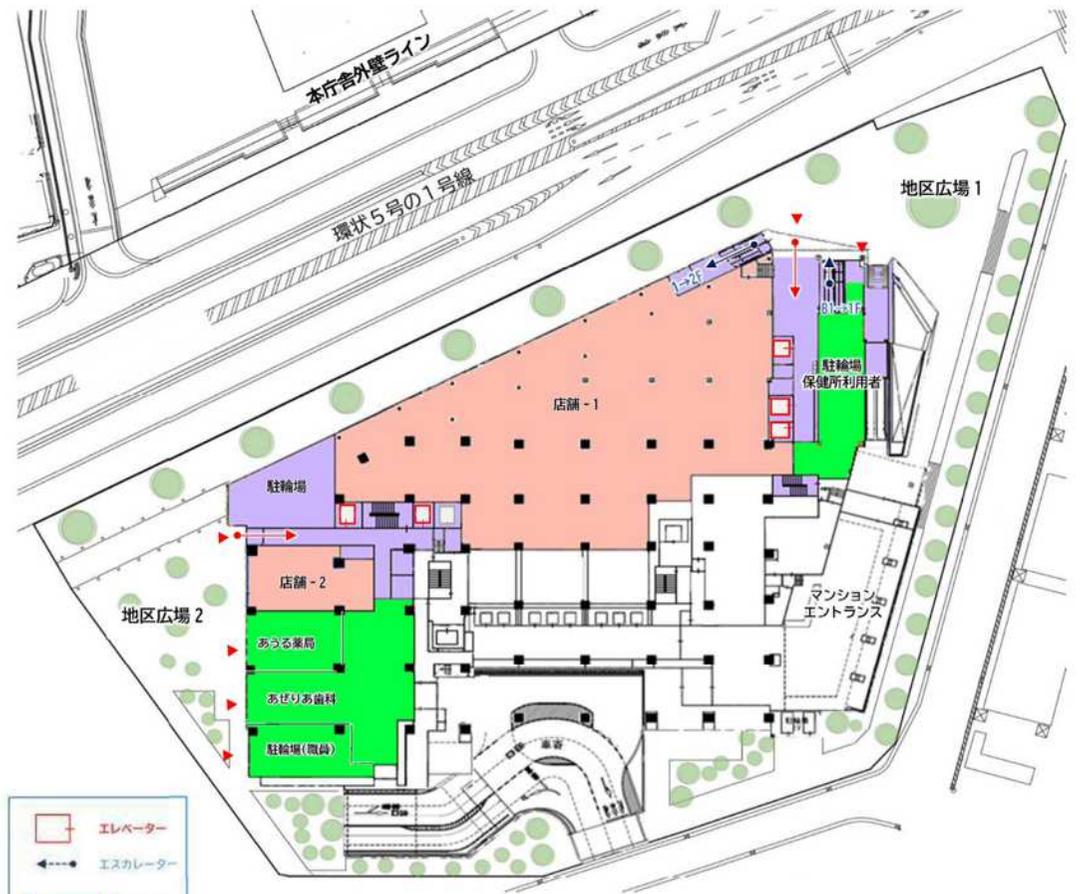
新池袋保健所の

レイアウト等について

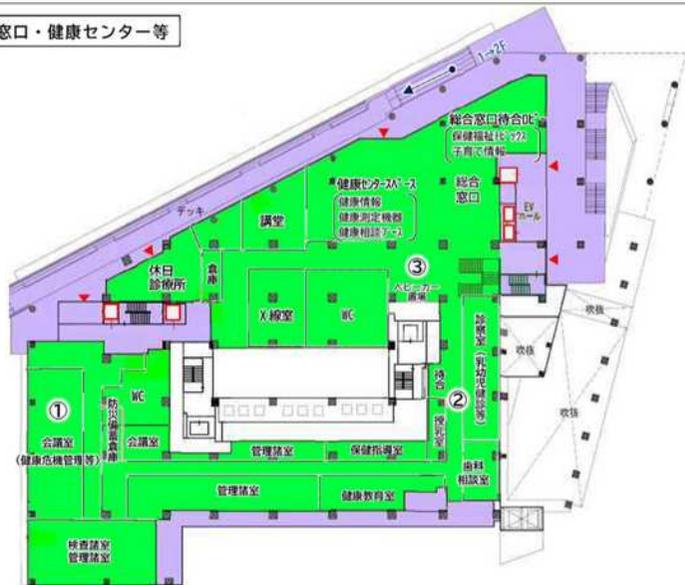
フロア構成



1F: 歯科・薬局・駐輪場等



2F：総合窓口・健康センター等



3F：保健所執務室等



2F 会議室

災害時の医療対策本部設置を想定した会議室
医療救護活動の拠点として機能を果たすため
非常用発電、防災備蓄倉庫を整備



2F 診察室前待合

落ち着いた待合空間



2F ベビーカー置き場

ベビーカー置場を確保



3F 窓口

見通しの良い窓口



3F 執務室

組織改正に伴うレイアウト変更にも
柔軟に対応可能な執務空間
本庁舎と同様にフリーアドレスを採用

新保健所 2階フロアのレイアウト (案)



総合窓口待合ロビー

区のトピックス情報・子育て支援・高齢者福祉・障がい者支援など



- ・総合窓口待合ロビーに区の保健福祉トピックス・子育て情報などを展示
- ・子ども事故予防センター・AIDS 知ろう館・鬼子母神 plus に展示していた情報は健康情報コーナーに集約

健康相談ブース

ゆりかご面接・女性の健康・こころと身体の健康相談



健康測定機器

- ・健康情報・健康測定機器・健康相談ブース（健康センター機能）をまとめて配置
- ・気軽に健康チェック、健康相談ができるように保健師等が対応

総合窓口

妊娠届出・予防接種・健診予約
医療費助成（精神・難病など）



健康情報

女性の健康・がん予防・健康づくり
感染症・AIDS・生活衛生

都市整備委員会



05

委員長：辻 薫
林 二葉
北岡 あや子
芳賀 竜朗
垣内 信行

副委員長：井上 幸一
西崎 ふうか
川瀬 さなえ
中澤 まさゆき

第13号議案 「豊島区営住宅条例の一部を改正する条例」

改正内容①利用申請者の資格の整備を行うもの

1.対象者

改正後：ひとり親世帯を加える。

2.年齢要件

改正後：親は変わらず。子どもは、少なくとも一人は12歳未満。

3.使用期間

改正後：10年経過する時点で子どもが18歳であれば、再度最長で10年更新可能、合計で最大20年入居可能。

改正内容②配偶者暴力防止法の一部改正に伴う利用申請者等の資格の規定に追加

接近禁止命令がこれまでの身体に対する暴力だけでなく、精神的被害である自由や名誉、財産、クレジットカードを取り上げられたなどに対する脅迫についても相手、配偶者に接近禁止命令が出せるようになります。

第13号議案 「豊島区営住宅条例の一部を改正する条例」

改正内容①利用申請者の資格の整備を行うもの

1.対象者

改正後：ひとり親世帯を加える。

2.年齢要件

改正後：親は変わらず。子どもは、少なくとも一人は12歳未満。

3.使用期間

改正後：10年経過する時点で子どもが18歳であれば、再度最長で10年更新可能、合計で最大20年入居可能。

改正内容②配偶者暴力防止法の一部改正に伴う利用申請者等の資格の規定に追加

接近禁止命令がこれまでの身体に対する暴力だけでなく、精神的被害である自由や名誉、財産、クレジットカードを取り上げられたなどに対する脅迫についても相手、配偶者に接近禁止命令が出せるようになります。

第14号議案「豊島区立自転車等駐車場条例の一部を改正する条例」

改正内容① 1月1日から3日の休場日を廃止する。

休場日（令和6年1月3日）の状況

①池袋駅東自転車駐車場の入り口前

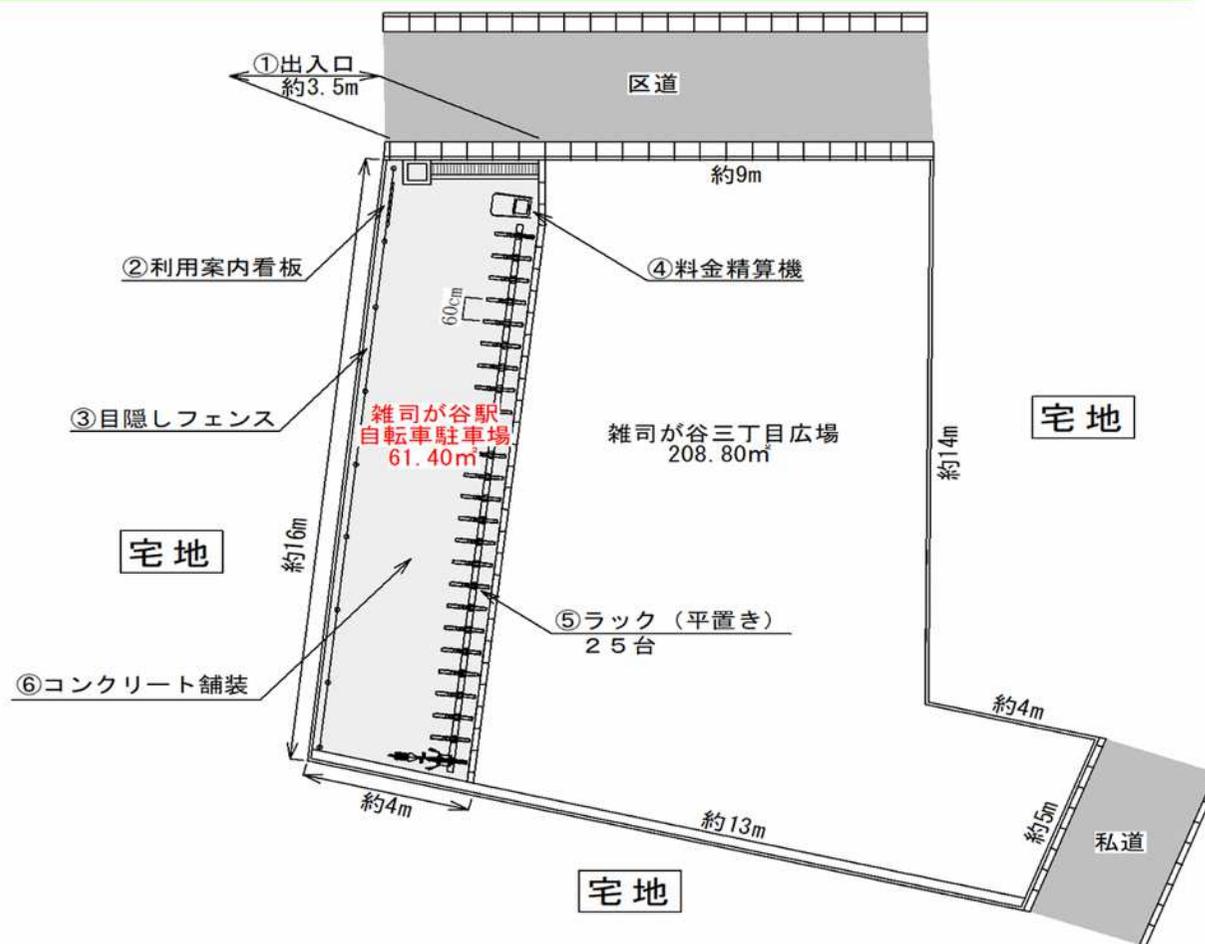
②池袋駅南自転車駐車場の入り口前



改正内容② 「豊島区立雑司ヶ谷駅自転車駐車場」を新設。



改正内容② 「豊島区立雑司ヶ谷駅自転車駐車場」を新設。



05

都市整備委員会

第14号議案「豊島区立自転車等駐車場条例の一部を改正する条例」

改正内容② 「豊島区立雑司ヶ谷駅自転車駐車場」を新設

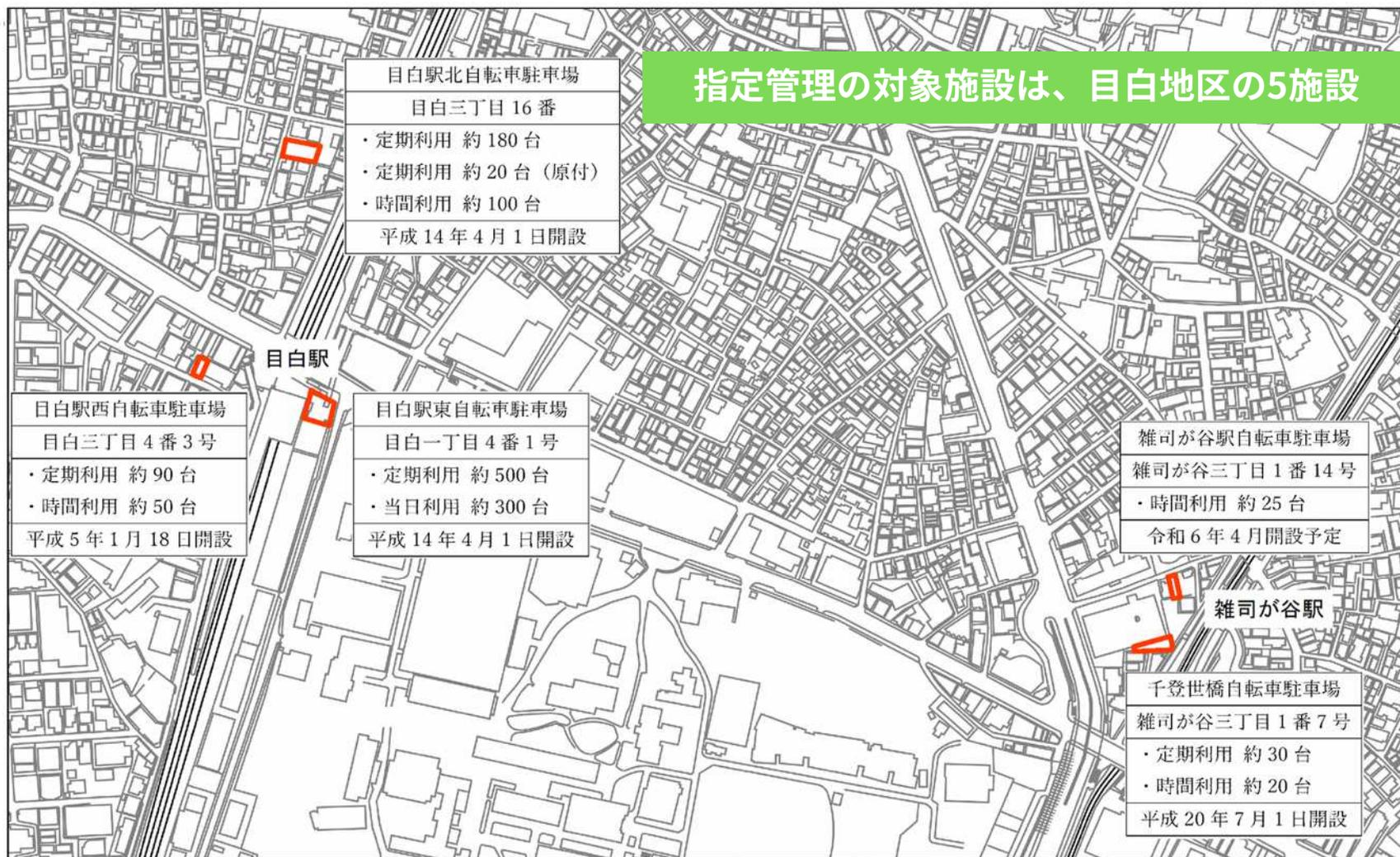
都市整備委員会視察の様様 2月27日



コインラック式自転車開設 4月15日



指定管理の対象施設は、目白地区の5施設



第20号議案「豊島区立自転車等駐車場の指定管理者の指定について」

指定管理者の選定経過、結果

- ・ 2023年7月に公募。2団体から応募。
- ・ 豊島区公の施設指定管理者審査委員会は、学識経験者4名及び区職員3名。
- ・ 一次審査は書類で、二次審査はプレゼンテーションを実施。
- ・ 9月にサイカパーキング株式会社に決定。
- ・ 指定管理者のサイカパーキング株式会社は、今回で4期目。
- ・ 指定期間は、令和6年4月1日から5年間。

指定管理者の審査総評

- ・ 候補者は、全国1,976の類似施設の運営実績がある。
- ・ 現指定管理者として5年間堅実に施設運営してきた実績がある。
- ・ 4月に新たにオープンする雑司ヶ谷駅自転車駐車場の運営計画の提案があった。
- ・ 従事社員の労務管理や人材育成などをしっかり行っているということが評価されているとのことでした。

05

都市整備委員会

第20号議案「豊島区立自転車等駐車場の指定管理者の指定について」

スロープに設置されたベルトコンベア



都市整備委員会委員



05

都市整備委員会

第20号議案「豊島区立自転車等駐車場の指定管理者の指定について」

スロープに設置されたベルトコンベア



都市整備委員会委員



06

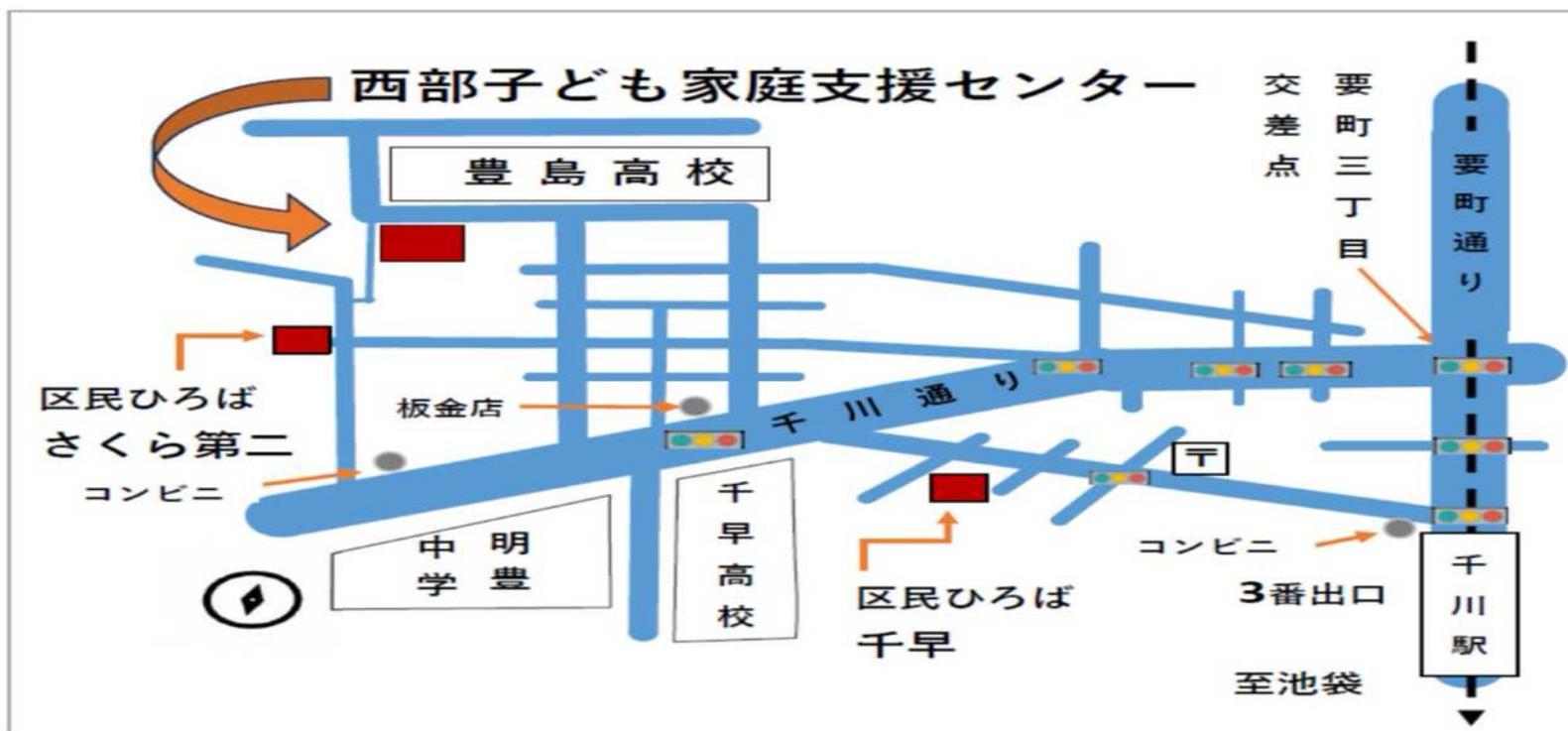
子ども文教委員会



委員長：星 京子
入江 あゆみ
ふま ミチ
原田 たかき
磯 一昭

副委員長：さくま 一生
宮崎 けい子
池田 裕一
清水 みちこ

位置



豊島区立児童発達支援センター条例

◆制定理由◆

地域の中核的な役割を担う機関として、
高度な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、
併せて障害児やその家族、その関係者に対して総合的に対応する
児童発達支援センターを公の施設として設置。

1. 児童発達支援センターの役割

- ①西部子ども家庭支援センターは、集団や個別の通所による養育を行い、日常生活における基本動作の獲得や集団適応訓練などの支援を実施。
- ②医務室、静養室、調理室を新たに設置。今後は専門的な支援として作業療法、言語指導、音楽療法に加え、栄養指導を追加し実施。
- ③保護者からの依頼に基づく保育所等訪問支援や障害児を預かる施設からの相談を受け、助言や支援を行う。

2.西部子ども家庭支援センターと児童発達支援センター

令和6年度から両施設を併設

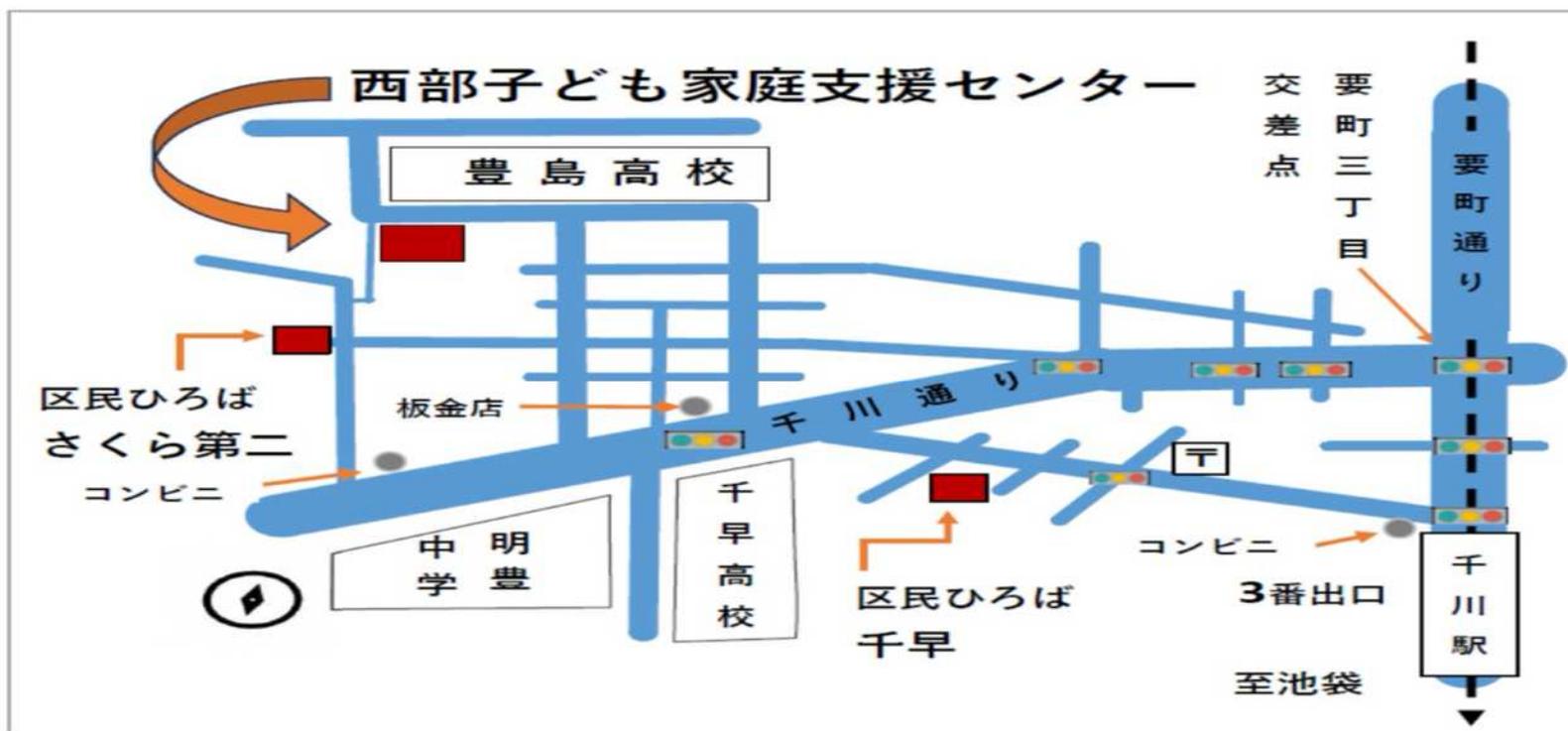
西部子ども家庭支援センター

- ・ 親子遊びひろば
- ・ 育児支援ヘルパー事業
- ・ 子どもショートステイ事業
- ・ 一時保育
- ・ 子育て相談
- ・ 子育て訪問相談事業
- ・ 各講座開催

児童発達支援センター

- ・ 児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 障害児相談支援
- ・ 児童の発達の相談事業
- ・ 計画相談支援等
- ・ 研修会等実施事業

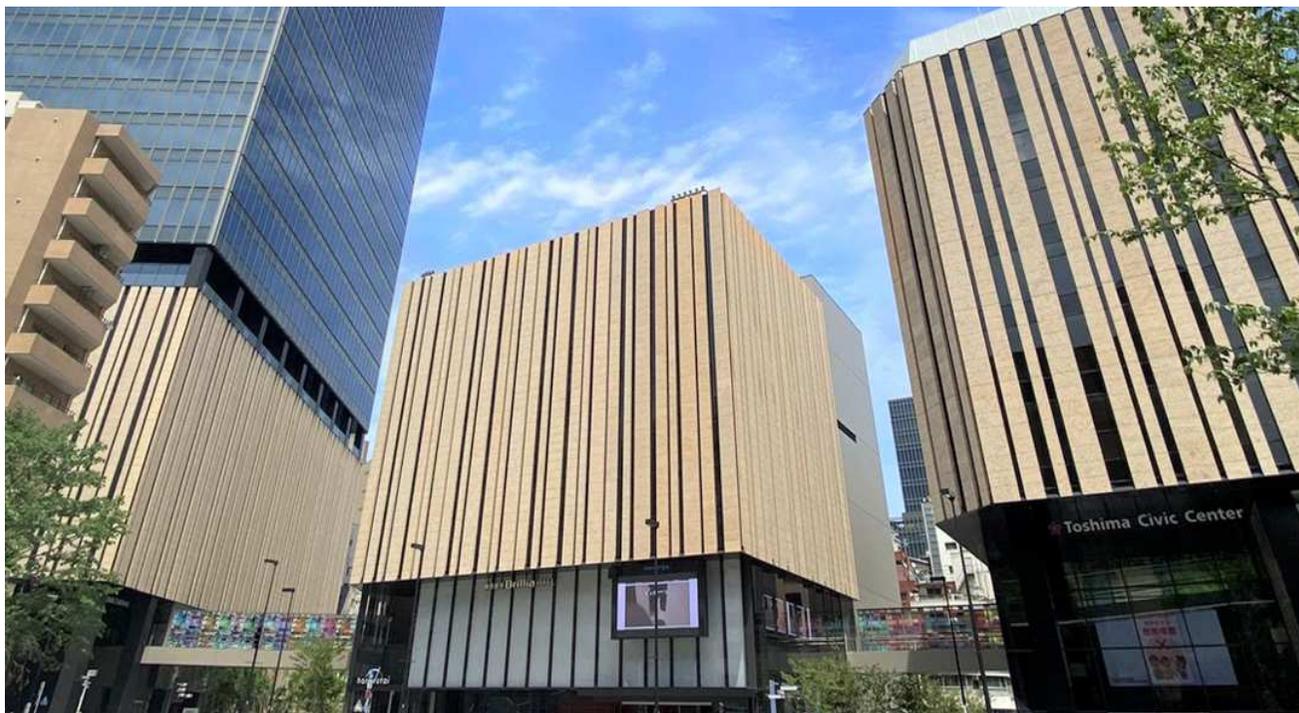
3.位置



06

子ども文教委員会

豊島区立芸術文化劇場・豊島区区民センター



としま区民センター及び豊島区立芸術文化劇場の 指定管理者の指定について

- 1.対象施設：としま区民センター、豊島区立芸術文化劇場
- 2.指定管理者：公益財団法人としま未来文化財団
- 3.主な業務内容：文化芸術に関する事業、
区から受託する文化施設の管理運営、
まちづくり活動の推進と支援

07

質疑応答



THANK YOU!

ありがとうございました

アンケートのご記入をお願いいたします



アンケート